

(新あいち創造産業立地補助金Aタイプ) 西尾市企業再投資促進補助金の ご案内

西尾市内に工場等の新設又は増設をする企業に対し、愛知県と連携して再投資の費用の一部を支援します。

補助金額

工場等の新設又は増設に伴う固定資産(建物+償却) 取得費用の合計額の10%以内【最大10億円】
(県・市各5%相当額)

対象業種

日本標準産業分類に掲げる「製造業」及び「ソフトウェア業」に分類される産業のうち、いずれかの分野に該当する工場等が対象になります。

- ① 次世代自動車関連(自動車関連を含む)、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連
- ② 愛知県の産業集積の推進に関する基本方針の集積業種※1

適用要件

以下の①から⑧の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 西尾市内において工場等を原則20年以上立地している者のうち、次のいずれか該当する者
 - (1) 25人以上の常用雇用者を有する中小企業者で、固定資産取得費用の合計額が1億円(税抜)以上であり、原則として補助金交付期間中、25人以上の常用雇用者数を維持すること※2
 - (2) 100人以上の常用雇用者を有する企業(中小企業を除く)で、固定資産取得費用の合計額が25億円(税抜)以上であり、原則として補助金交付期間中100人以上の常用雇用者数を維持すること※2
- ② 市税を滞納していないこと
- ③ 同一事業において西尾市工場等建設奨励金及び県の定める他の補助金制度の対象になっていないこと
- ④ 過去に同一工場等の同一事業において同補助金及び新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと
- ⑤ 補助事業認定申請書を提出した日から3年以内に補助事業に係る工場等の操業開始をすること
- ⑥ 当該補助事業に係る工場等の操業を操業開始の日から5年間継続すること
- ⑦ 市への認定申請後、県の新あいち創造産業立地補助金に採択されること
- ⑧ 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有しないこと

お問い合わせ

西尾市 産業部 商工振興課 企業誘致担当

TEL: 0563-65-2158(直通)

企業再投資促進補助金交付スケジュール

① 事前協議

② 認定申請書提出

※建物工事着手日の30日前まで

③ 審査(西尾市)

④ 新あいち創造産業立地補助金審査 会議(県)

⑤ 工事着手届

⑥ 工事完了届

⑦ 操業開始届

⑧ 補助金交付申請

※操業開始から1年以内

⑨ 受付・審査(市・県)

⑩ 交付決定通知

⑪ 補助金請求・受領

② 適用申請に必要な書類

- 1 補助事業認定申請書
- 2 家屋・償却資産の明細
- 3 補助事業により主に製造又は研究する製品を説明する資料
- 4 今後(5年間)の事業の見通しを説明する資料
- 5 法人に係る登記事項証明書、定款及び企業概要(パンフレット)
- 6 常用雇用者数を説明する資料
- 7 貸借対照表、損益計算書、事業報告書又はこれに準ずるもの(直近の2事業年度分)
- 8 納税(完納)証明書(市税及び県税)
- 9 立地年数を証明する資料(定款や企業概要等で証明できれば不要)
- 10 固定資産取得費用を証する書類
- 11 建築概要等(位置図、配置図、平面図、立面図)
- 12 申立書[要綱第4条第5号に該当することを証する書類]
- 13 認定申請企業の財務状況書
- 14 その他市長が必要と認める書類

⑤ 工事着手届に必要な書類

- 1 工事着手届
- 2 工事等の新設又は増設に係る工事の工程表
- 3 建築基準法の規定による確認済証の写し

⑥ 工事完了届に必要な書類

工事完了届

⑦ 操業開始届に必要な書類

操業開始届

⑧ 交付申請に必要な書類

- 1 工場等建設奨励金交付申請書(様式第2号)
- 2 完納証明書
- 3 前年度の投下固定資産に係る固定資産課税証明書
- 4 その他必要と認める書類

⑪ 補助金請求に必要な書類

補助金交付請求書

※1 愛知県の産業集積の推進に関する基本方針の集積業種

〈集積業種(西三河地域)〉(ただし、小分類、細分類において一部除外されるものがあります)

・輸送機械関連産業:

11繊維工業、16化学工業(除く161,162,165,166)、18プラスチック製品、19ゴム製品、21窯業・土石製品、22鉄鋼業、23非鉄金属、24金属製品、25はん用機械器具、26生産用機械、27業務用機械(除く274)、28電子部品・デバイス・電子回路、29電気機械器具、30情報通信機械器具、31輸送用機械器具、323時計・同部分品

・電気・電子機器関連産業:

11繊維工業、21窯業・土石製品、25はん用機械器具、26生産用機械器具、27業務用機械器具、28電子部品・デバイス・電子回路、29電気機械器具、30情報通信機械器具、31輸送用機械器具、323時計・同部分品

・機械・金属関連産業:

11繊維工業、16化学工業(除く161,162,165,166)、18プラスチック製品、19ゴム製品、22鉄鋼業、23非鉄金属、24金属製品、25はん用機械器具、26生産用機械器具、27業務用機械器具、28電子部品・デバイス・電子回路、29電気機械器具、30情報通信機械器具、31輸送用機械器具、323時計・同部分品

・健康長寿関連産業:

9食料品、10飲料・たばこ・飼料(除く105)、11繊維工業、12、木材・木製品、13、家具・装備品、14、パルプ・紙・紙加工品、16化学工業、18プラスチック製品、19ゴム製品、21、窯業・土石製品、23非鉄金属、24金属製品、27業務用機械器具、28電子部品・デバイス・電子回路、29電気機械器具、30情報通信機械器具、31輸送用機械器具、323時計・同部分品

・農商工連携関連産業:

9食料品、10飲料・たばこ・飼料(除く105)、12木材・木製品、13家具・装備品

※2 常用雇用者

工場等を主たる勤務地とし、労働基準法の規定に基づく解雇の予告を必要とする者であり、かつ雇用保険法・厚生年金保険法及び健康保険法の被保険者であること(派遣労働者、請負労働者、出向者、外国人技能実習生を含まない)